

元日本兵クンプル乙戸 (1918~2000 年) と戦後インドネシア

後藤 乾一[†]

Former Japanese Soldier Kumpul Otsudo (1918–2000) and His Postwar Experiences in Indonesia

Ken'ichi Goto

After the termination of Asia-Pacific war nearly 800 of the Japanese soldiers participated in the Indonesian war of Independence and more than 60% of them were either dead or missing. At the point of 1980, 177 of them were still alive in Indonesia as Indonesians. Those former Japanese soldiers organized themselves into the Yayasan Warganegara Persahabatan (Friendship Association of Welfare, YWP) in July 1979. It was designed to be an organization of mutual assistance and for development of friendship between Indonesia and Japan. The purpose of this report is to throw a light on these ex-soldiers by a brief biography of Kumpul Otsudo, a central figure of this organization who passed away in December 2000. Not only he contributed to the birth and development of YWP, but also he was solely responsible for editing the YWP's monthly report (*geppo*). Through those *geppos* we can obtain many information concerning the postwar experiences of Japanese-Indonesians which has not been known well. In Japan today the "revisionists in history" insist that the Asia-Pacific war made positive contribution to the liberation of Southeast Asia has been voiced. And they often quote the case of the ex-Japanese soldiers in Indonesia as an evidence. However postwar Japan stamped those people as "deserters" who ignore the emperor's order. It would not be an accurate and rational explanation of the events if we overlooked those historical process and if they included ex-Japanese intentionally in the framework of the historical view to regard the Asia-Pacific war as the liberation war. In this sense the following words of Otsudo is very suggestive: "It is wrong to jump to a conclusion that Indonesia achieved independence because we fought a good fight. It is truly Indonesian themselves who battled and won independence."

はじめに

昨年 (2001 年) 春から夏にかけ、「教科書問題」をめぐる日本と韓国、中国を中心とする近隣アジア諸国の関係が緊張していた時期、日本で「ムルデカ」(インドネシア語で独立、自由の意)と題した映画が全国公開された。この映画は、日本敗戦後約 2000 名の日本兵がインドネシアの独立戦争に参加し、その半数がオランダとの戦闘で斃れたことを強調し、そのことを根拠に先の大戦が「アジア解放」の聖戦であったことを訴えている。「日本人の誇り」の回復を掲げて編纂された『新しい歴史教科書』(扶桑社刊、2001 年)と映画「ムルデカ」は、冷戦終結後の 1990 年代以降の日本の内向きのナショナリズム

[†] 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授

の高まりを象徴するものであった。

他方、「ムルデカ」が唱えたインドネシア独立における日本人の「犠牲的貢献」説はインドネシアでは反発をかったものの、⁽¹⁾ また「2000人」という数字自体は裏付けのない誇張されたものであるものの、独立戦争に八百数十名（後述）の日本人が身を投じたことは否定できない歴史的事実である。

戦後四半世紀以上を経た1979年7月、かつて独立戦争に参加し、独立後もインドネシアを第二の祖国としたこれら元日本兵により「福祉友の会」(Yayasan Warga Persahabatan, 以下YWPと略称)という組織が結成された。ジャワ、スマトラを中心に各地に相互の接触もないまま孤立して散在していたこれら元日本兵を結集する上で、もっとも重要な役割を担ったのがクンプル乙戸（日本名一乙戸昇）という人物であったことは、すべての関係者が等しく認めるところである。本小論は、2000年12月、82歳の生涯をジャカルタで終えたクンプル乙戸の軌跡を手掛かりに「日系インドネシア人」の戦後史を日本・インドネシア関係史の中で考察するものである。

1. 連合軍「現状維持」命令と日本軍

(1) 残留の諸事由

敗戦と共に日本軍は、3年半にわたり占領下においたインドネシアを「現状維持」のまま連合軍に引き渡すことが義務づけられた。このことは第一に、インドネシアにおいてほとんど無傷のまま残った約5万の強大な日本軍が、独立を要求する各地の高揚する民族主義運動を抑止する役割を担わされたことを意味した。第二に、「現状維持」即ち「独立運動には一切関与せず」ことを連合軍に約束した以上、現地日本軍上層部は、この方針に違反して独立運動に参加する日本兵に対して厳しい監視の眼を光らせることになった。⁽²⁾

しかしながら、後述するようにさまざまな理由から独立戦争に参加する日本人が後をたたず、軍当局は「逃亡者ハ天皇ニ対スル反逆者トシテ取扱フベキ」⁽³⁾との命令を出すことで、そうした動きに歯止めをかけようとした。周知のように敗戦までの日本においては、敵国の捕虜になること、所属部隊から逃亡することは最大の不名誉とされ、また「非国民」扱いをされることを意味し、その累は家族・親族にも及ぶものであった。それにもかかわらず、なぜ多くの日本兵があえて「現地逃亡脱走兵」となる道を選んだかについては、従来さまざまな指摘がなされてきた。たとえば1970年代後半、いち早くこの問題に言及した坂井隆は、スマトラ各地での16名の元日本兵との面談をふまえ、11の理由を抽出した。⁽⁴⁾ その内最も多かったのは、独立支援、肉親の死、祖国壊滅の噂の3つであった。戦争終結直後の大混乱の中で、この「噂」のもつ影響力はきわめて大きな意味をもっていたと思われ、1990年代を通じ元日本兵からの系統的聴取りを行った長洋弘も、「故郷九州は全滅」「日本兵は全員アメリカの奴隷になった」「引き揚げ船がシンガポール沖で沈められ全員殺された」等々の「噂」がとびかったとの証言を記録している。⁽⁵⁾

その他の理由として目立つのは、インドネシア女性（華人を含）との恋愛・結婚、そして連合軍とくにオランダ軍により戦犯容疑者とみなされることへの恐怖であった。とくに憲兵の間にこの感情が強く、事実結果的にみると、1,033人のインドネシア関係戦犯容疑者の内389人（全体の37.6%）が憲兵

表-1 「残留日本人」数について

	ジャワ・バリ (%)	スマトラ (%)	その他	計 (%)
独立戦争時の戦病死者 (1945. 8. 17-49. 12. 17)	117 (35.1)	130 (30.9)	—	247 (31.7)
独立後の死亡者 (1949. 12. 28-80. 12. 20)	48 (14.4)	70 (16.6)	—	118 (15.1)
行方不明者	64 (19.3)	150 (35.6)	24	238 (30.5)
生存者 (1980. 12. 20 現在)	104 (31.2)	71 (16.9)	2	177 (22.7)
計	333	421	26	780

(出典) YWP『月報』No. 56 (1986年12月)に依拠。なお、乙戸は(1)この表には独立後帰国した者、独立戦争中オランダ軍に逮捕され日本に送還された者等は含まれていない、(2)それらは50名を下らないと思われるので、独立戦争参加者は、最低に見積もっても総計八百数十名を下らないと指摘している。

であり、その内85人が刑死している。⁽⁶⁾

(2) 残留者のデータの考察

戦争終結直後、どの程度の数の日本人が帰国を拒みインドネシアに残留したのかについての正確な公式資料は存在しない。初期の公的なものとしては、日本・インドネシア平和条約締結（1958年1月20日）直後の同年11月1日付の厚生省調査報告「ジャワ・スマトラ・ボルネオ未帰還者名簿」がある。⁽⁷⁾この調査によるとジャワ234名、スマトラ340名、ボルネオ（カリマンタン）24名、合計598名の数字があげられている。しかしながら1986年11月のYWPの『月報』で、乙戸はこの調査の対象がインドネシア全域に及んでいないこと、1958年11月以前に引揚げた残留者が含まれていないこと、さらにはYWP調査により厚生省リストに記載がない4名の生存者が判明していること等を理由に、その正確性に疑問を提起している。その上で乙戸は、『月報』56号（1986年12月）においてYWPが独自に行った4回の調査の結果を公表している（表1）。

この表1からは、次のような特徴が見出される。(i) 総計780名の内、日本の占領統治、独立戦争の主要な場となったジャワ（含バリ）及びスマトラで全体の96.7%を占めている。(ii) 独立戦争期の死亡者・行方不明者は、スマトラが絶対数においても比率においても高い数値を示している。(iii) 反対に生存者の比率については、ジャワがスマトラの二倍近くを示している。(iv) 独立後の死亡者については、両地域とも近似した数値を示している。この内(ii)、(iii)の理由については今後の検討課題としたいが、オランダ軍の投入軍事力の差、独立軍諸勢力の質的・量的な差、それとの関連で元日本兵に「期待」された役割の違いなどにも起因するものと思われる。

表2は、終戦時の駐ジャワ南方軍第16軍作戦参謀宮元静雄（大佐）が集計した「現地逃亡残留兵」に関するデータを要約したものである。この表からは、「脱走兵」中兵士が4割以上を占めていること、軍に勤務する文官（軍属）が2割近くを占めること、それに対し将校クラスがきわめて少ないことなどがうかがわれる。同表は第16軍管轄下のジャワを主対象（同地駐屯の海軍も含）としているが、スマトラにおいてもほぼ同じ傾向を有するものと思われる。

表-2 ジャワにおける「現地逃亡残留兵」

地 位	人 数	比 率 (%)
将校 (尉官のみ)	4	1.4
准下士官・下士官	70	25.3
兵	119	43.0
軍属	53	19.1
邦人	31	11.2
合 計	277	100.0

(出典) 宮元静雄『ジャワ終戦処理記』p.375 から算出

2. クンプル乙戸の戦後史

(1) 「脱走」決意

前章でみたマクロな一般的データをふまえつつ、本章ではクンプル乙戸の思想と行動の一端を、彼が20年近く編集に携わったYWPの機関誌『月報』、筆者と乙戸とのこれまでのインタビュー、さらには関連文献をふまえつつ考察してみたい。まづ乙戸昇(本名)の略歴を記しておく。

- 1918年 4月29日 東京都下西多摩郡五日市町(現市)に生まる。
- 1941年 3月 早稲田大学専門部商科卒, 昭和飛行機株式会社(在西多摩郡)勤務
- 1943年 4月 近衛歩兵第三連隊入隊メダン市へ
- 1944年 スマラン市のジャワ南方軍予備士官学校卒業, メダン市へ戻る
- 1945年 1月 陸軍少尉任官
- 1945年 8月15日 アチェ州西海岸地方で敗戦(機関銃小隊長)
- 1946年 10月まで 連合軍捕虜, 帰還1週間前に離隊

表2でみたように、「現地逃亡脱走兵」の中で将校が占める割合はきわめて低い。その数少ない一人である乙戸(陸軍少尉)は、同時に大学卒という高学歴を有している。こうした経歴が、やがて乙戸に残留者社会において指導的な役割を演じさせる背景になったものといえる。謙虚な人柄の乙戸は声高に「脱走」をふくむ戦後の足どりを語ることを好まないが、それでも手書きの『月報』の中で時にその真情を吐露した文章を見出すことができる。たとえば「残留者各々の(いうまでもなく乙戸をはじめ関係当事者は自らを「脱走兵」と規定することはない—引用者注—)残留動機或はその目的などは異なるとはいえ、インドネシアの独立達成は残留者総ての念願であった」⁽⁸⁾とのさり気ない表現に、その思いを汲みとることができる。また乙戸は、上坂冬子との面談において、自らの「脱走」の動機をこう回顧している。⁽⁹⁾

「たしかにインドネシアの独立は戦時中に日本が関与したことですから、約束不履行のまま帰るわけにはいきません。同時に私としては、もし独立達成の暁には第二の人生をインドネシアで過ごそうとも考えていました。というのは、部下の一人が敗戦直後に無断で姿を消しており、私は監督不行き届きの責任を自分に課すべきだと判断したからです。さらに付け加えるなら、私たちは戦時下にオラ

ンダの植民地としてのインドネシアの実態をかいま見ており、宗主国オランダはスルタンこそ大事にしていたものの、一般民衆はまさに奴隷扱いだっただのを承知していたからです。召使などはオランダ人雇い主の前で立って歩くことさえ許されず、膝行せねばなりません。インドネシアで植民地の実態を知った私としては、敗戦日本はいずれ英米の植民地になるだろうと、ひそかに想定していました。男きょうだいは三人で弟はすでに上海で戦死していましたが、兄が無事に中国大陸から帰国するのを信じて、私は残留を決意したのです。」

(2) クンプル乙戸としての歩み

1949年末ハーグ円卓協定によりインドネシアが名実共に独立国家となった後、クンプルという名で独立戦争を戦った乙戸は引き続き残留を決意する。国軍を除隊となった乙戸はアチェで野菜作りや鴨の卵売りなどで糊口を得るが、「アチェ反乱」により情勢が緊迫すると元日本兵が反乱軍に協力することを警戒した政府当局により、北スマトラ州メダン市への移動を命じられる。ここではエンジン修理などの職工生活を経験した後、1956年徐々に日本企業の進出が始まっていた首都ジャカルタに移る。ここでは対インドネシア貿易を専門とする一中堅商社の駐在事務所に勤めることとなり、将来実業家として自立するための基盤づくりに入ることになる。乙戸自身は、この頃をこう回顧する。

「駐在事務所に於ける私の役割りはセールスマンで、日本の商品の現地市場への売込みであった。炎天下、連日主として華僑の輸入業者を廻って、陶磁器や紙、塩ビシート、ビーチサンダル、その他雑貨類を売りさばいていた。逐次経験を重ねることで、販売金額もそれなりに増して来たが、独身であることが私の社会的信用形成の上にも、何分の影響があるように感じられた。」⁽¹⁰⁾

当時38歳となっていた乙戸は、女性については“おく手”だと表白し、その事を「それまでも、何処に住んでいた時でも若い女性との交際は全くなかった。同じ残留者仲間の中でも、その点私は別扱いされていたと言える」と述懐している。結局乙戸は、勤務する貿易会社の中学中退の学歴をもつジャワ人女性トゥニンジャルと結婚することになり、1970年に妻が病没するまでの十数年間、二人の男子にも恵まれ、「残留日本人」として安定した公私の生活を過ごすことになる。乙戸の妻は中ジャワ・ペカロンガン出身で、同居することになった両親はつつましやかなバティック職人であった。乙戸は、自分の身に万が一のことがある場合に備えクバヨランバルの一角パサル・マジスティックに妻名義で小さな店舗を購入し、彼女はここで菓子や缶詰類を販売した。この共稼ぎの間、二人の子供は、ジャワ人としての立居振舞いを大切にする妻の両親が面倒をみている。乙戸は、この両親に限りない感謝の念を抱いており、とくに1970年代末に亡くなった義父の死生観には大きな影響を受けることになった。

乙戸は80歳になった時、「義父とその死」と題するエッセイを『月報』に寄せている。未だ元気とはいえ己の人生の終着点を意識して書かれたものであり、「異民族」の両親への愛、義父への尊敬の念が脈打った一文である。この中で乙戸は、老人性結核を患った義父が死（1979年8月20日）の一年前から精神的にも物理的にも神に召される日の準備を静かに、しかし怠りなく進めていた様子に触れた後、「哲

学者の様な父の姿」の最期をこう書き留めた。「現世に於ける総てを成し終えた父は、着ていた衣服の総てを自分で脱ぎ、四日後のイスラム正月のために整えた、新しいサロンを身にまとって寝台に横になり、約一時間弱後静かに永眠。」⁽¹¹⁾

3. YWP の創設と役割

(1) 残留者の戦後史—乙戸による時期区分—

義父が亡くなった1979年、乙戸はすでに還暦を過ぎていたが、引退どころかまさにこの年、正確には義父との別離の約一ヶ月前、彼の爾後20年の人生に決定的な意味をもつことになるYWP福祉友の会が誕生することになった。本章では乙戸の目を通して見た「残留元日本人」の戦後の軌跡を、2000年末に公開された外務省文書をも参照しながら検証しておきたい。

乙戸は1996年、「イ国残留元日本人戦後50年の足跡」と題した一編を『月報』に寄せている。YWP発足当時177人を数えた関係者も、この年4月末現在で58名に激減していた。こうした中で「残留者」の全体像を自らの手で記録しておかねば、との責任感が、乙戸にしては珍しく長文の論文を書かせたものと思われる。乙戸は戦後50年を6つの時期に区分して回顧しているが、その概要をみておきたい。⁽¹²⁾

第一期「1940年代後半4カ年」は、「インドネシア独立戦争時代」とされている。前述したように「インドネシアの独立達成は残留者総ての念願」だったと強調する乙戸は、自分たちの真意は「独立戦争で倒れても悔いはないが、独立達成の暁は、第二の人生への出発点とし、イ国での永住を企図しての残留であった」と回顧する。それだけに「戦病死者に行方不明者を加えると、半数以上の残留者が〔に〕犠牲者が生じたものと思われる〔表1参照〕。各々覚悟していといえ痛恨の極みである」というのが乙戸をはじめ彼らの共通の感情であった。

第二期1950年代を、乙戸は「イ国社会に於いての生計模索時代」と位置づける。戦闘生活を終え一般の市井社会に生きる道を選択したものの、残留者のインドネシア語能力やインドネシア社会についての知識はこの時点ではまだ貧弱で「社会人としての残留者の発足は厳しいものとなった」と乙戸は回顧する。とくに彼らを悩ませたのは、まっとうな社会生活を営む際に必要とされる国籍の取得という問題であった。インドネシア国籍を取得するため多くの残留者が現地在郷軍人会に登録をし取得申請を行うのは、1950年代末になってからであった。その意味で1950年代は、残留者にとって「法的身分も定まらず、生計の確立を求めて、イ国社会を転々と模索した10年」と位置づけられるのであった。

なおこの1950年代の前半、彼ら残留者の存在が日本・インドネシア両国間の外交イシューとして急浮上した経緯があった。インドネシアはサンフランシスコ平和条約に調印（1951年9月）はしたものの、賠償問題等がネックとなり批准にまで至らず、結局対日平和条約は日本との個別交渉に委ねられることになった。「残留者問題」は、この両国間協議が開始されたのとほぼ時を同じく持ち上がった。

その発端は、駐ジャカルタ甲斐文比古総領事が「残留日本人問題」につき協議したいとインドネシア外務省太平洋部長から求められたことであった。この時点で日本政府側は、「残留者問題」について具体的な知識や情報はほとんど持ち合わせていなかった。甲斐総領事の公信は、残留邦人調査は困難だと述べつつ、現在北スマトラに約150名、中南部スマトラに約10名、西ジャワに45名、中ジャワ約10名、

東ジャワ 30 余名その他でおおむね 200 名程度であろうとの推定数字をあげるのみである。しかも彼らの法的地位は不安定で、インドネシア国籍を持たず、わずか 5, 6 名が正規の永住権を有するのみで、他は地方官憲発行の市民証のごときものを持つのみである、と総領事は慨嘆している。⁽¹³⁾

こうした現状の中で、甲斐総領事はインドネシア側の意向は残留者の「全面引揚げ」要求にあると判断し、今後の交渉上以下の四点につき了承してくれるか否かの回答を本省に求めたのだった。第一は、インドネシア側に対し残留者の全面的な永住許可（国籍取得は不可能と考えられるため）を求めるも、インドネシア側が「若干名の注意人物」を例にとり日本側要請を拒否する可能性があるため、その場合は「(要) 注意人物」を積極的に日本に送還すること、第二は、それ以外の残留者には永住居住権を認めてくれるよう努力するが、これが不可能な場合は、出来るだけ長期間の居住権を認めさせること、第三にもしインドネシア側が国内法を楯に全面的引揚げを要求する場合は、再入国について明確な保障を取り付けること、そして第四はあくまでも全面的引揚げを要求してくる場合は、未帰還者全員について報告を必要とするとの建前をとり、インドネシア側が公表を嫌う「スマトラ事件」等終戦直後の諸事件での日本人死者の調査を求めること。

この甲斐総領事の請訓を手始めに外務省（アジア局）とジャカルタの間に公信・公電が行き交うが、日本側の基本的姿勢は、(1) あくまでも人道的な観点からインドネシアで正業についている残留者とくに妻帯者に対しては永住許可書を出してもらいたい、(2) それが困難な場合には再入国の保証をとりつけること、(3) 平和条約締結の交渉が開始した時期に全面送還という事態は友好的な雰囲気壊すものであり、残留者の強制送還ということになれば非共産圏では唯一例外的なものとなることに注意を喚起する等々、硬軟おりませた善後策が検討され、それに基づいて交渉が進められた。⁽¹⁴⁾ この「強制引揚げ」問題はインドネシア側の一貫した硬い姿勢にもかかわらず実行に移されることはなく、問題発生から二年近くを経た 1955 年 2 月（当時インドネシア政府はバンドン会議の開催準備が最大関心事）の倭島英二駐ジャカルタ公使の公電は「刑法等に引っかかり強制送還せらるるものは已むを得ざるも他の平穩に生活する残留者については差当り従来通りのわが方の主張と要望を繰り返すことにて応酬しおき平和条約賠償問題等につき話のつく迄に一般の空気の好転したる際右に便乗し解決を図ることと致したし」と提言している。⁽¹⁵⁾

外交当局者の交渉と関連し、この問題について二つの事実を指摘しておきたい。一つは、交渉が暗礁に乗り上げていた 1954 年 2 月 22 日、アジア局当事者が終戦時のジャワ軍政監部軍政監（兼第十六軍参謀長）山本茂一郎から意見を徴していることである。1950 年代当時の議院内閣制の下で大統領の権限は絶対的なものではなかったにせよ、スカルノとの間に戦中以来のパイプをもっていた山本は、「残留者の定数の調査掌握等に時間をかけて引延しを策すことにより、状況の好転を待つが得策ならん」との助言を与えている。結果的にみるとかつての「軍人政治家」山本茂一郎のこの“のらりくらり戦術”の示唆に沿ってこの問題が推移する形となった。また山本は、送還要求には「オランダの息がかかっているとされる」こと、スカルノは「本政策には反対なるべし、但し（閣議には出おらざるべきも）報告は受けおるべし」等と観察していたことも興味を引く点である。⁽¹⁶⁾

後述するようにスカルノは 1960 年代に入り、「残留日本人」の国籍取得に積極的な施策を打ち出す

が、1950年代前半の「名目的大統領」の時代にはこの問題についてとくに明確な指示を出したりはしていなかった。ただ興味深いことに、「送還問題」が初めて浮上した1953年3月3日の翌日、ジャカルタを初訪問した岡崎勝男外相に対しスカルノは、「戦時中訪日した時の皇室の御殊(ママ)遇初め日本の朝野から受けた厚遇は一生忘れることが出来ない、是非一度又貴国を訪問したい」と語っている。また翌年1月11日、表敬訪問に来た倭島英二公使に対し、「自分は誰よりも日本に好意を持っていることは御承知の通り」と“親日感情”を吐露している。⁽¹⁷⁾ 強力な指導力を発揮できないではいたものの、大統領スカルノのこうした日本への親近感情がインドネシア側の「強制送還政策」の抑止力として働いた可能性も否定しることはできないかと思われる。

山本茂一郎の登場とならび注目されるもう一つの動きは、スマトラ在住の当の「残留日本人」が危機意識を露にし、岡崎外務大臣宛ての「決議書」ならびに「書簡」を送付していることである。乙戸が指摘したように「法的身分も定まらず、生計の確立を求めて、イ国社会を転々と模索」する段階であった残留者にとって、降って湧いたような「強制送還」問題は、弱者としての自らの地位を再認識すると共に一致団結しての行動をとらせる上で重要な一石を投じたといえよう。「インドネシア、スマトラ地区に残留せる日本人一同を代表し」外相に提出された1953年7月3日付書簡を抜粋しておく、

「…当スマトラに残留せる日本人は嘗って祖国に殉じたる気持と情熱抑へ難く、終戦後と雖も国是として日夜拳て服膺せし大東亜共栄圏雄立の為、アジア民族解放の悲願やる方なく遂に大命をも顧みず一身を投ずる決意をしたのであります…1950年インドネシア共和国独立を契機に義勇の任務を一応終了したる為、日本人の大部分は正規軍を退き自営の線に向ったのであります。さりとは言へ今日尚残留しある我々は、何れの祖国を愛し、インドネシアを愛するが故に出来得べくば永久にこの地に留まりて骨を埋むる覚悟のものであります。…然るに最近在ジャカルタ日本総領事殿の報に依れば、インドネシア政府は日本政府宛て当国に残留しある日本人の全面的送還を申入れたる由承り、我々晴天の霹靂にも等しく実に驚愕致しておる次第であります。因より我々の今日の立場は国際上合法的のものに非ざるは論なしとするところなるも既に心身を捧げる者への当国政府の処置は之を人道的に又社会通念よりみるも甘受致し難く困惑致し居ります。…この点に関し日本政府御当局に於かれても何らかの政治的折衝の余地を御見出し下され至急打開の方策あらば何ものにも更へ難き安心で御座います…恐惶頓首…。」⁽¹⁸⁾

この書簡は「スマトラ在住日本人一同」として提出され、その代表者12人の中に乙戸の名はないが、後にYWPにおいて乙戸と共に指導的な役割を果たすことになる石井正治、石峰英雄、樋口修らの名を見出すことができる。そして添付された「決議書」には、次のような決意が表明されている。

- 一 スマトラ在住の我々は如何なる困難を排除しても、その方法（帰化、又は居留権の取得）を問わず絶対当地に残留することに全力を尽くし之に邁進する事。
- 一 日本人たるの襟度を保持し祖国の名誉と光栄を汚すことなく進んで、日・イ両国の親善及繁栄

の為に努力する事。

- 一 インドネシア国の社会秩序と慣行を尊重し善良なる市民として、インドネシア国家の発展に最大の援助を尽す事。

第三期にあたる1960年代を乙戸は、「身分の確定と生活基盤の確立時代」と形容している。1958年1月に調印された両国間平和条約・賠償協定を契機に日本企業が大量してインドネシアに進出することになった。彼らは、インドネシア語を解しかつ国内事情に通じた働き盛りの世代になっていた残留者を積極的に雇用した。乙戸はこの間の事情をこう回顧している。「それまでは利用価値の少なかった残留者の日本語が、一挙に有力な生活上の武器となり、単純労働者としての給与以上の収入が得られるようになった。日本企業に働く意志さえあれば、残留者の能力、適性に即した分野で、日本企業に職を得ることが出来た。」

日本企業の進出地域は当初ジャカルタ周辺に集中していたこともあり、スマトラを中心に各地に散在していた残留者が首都圏に数多く移動するようになったのも1960年代初頭のことであった。こうした中で、出生した子は父親の国籍となることを定めたインドネシアの国籍法が厳存したものの、インドネシア政府は独立戦争における日本人の功績を評価し、陸軍省認可という形で国籍申請に応じるようになった。そして残留者のほとんどは、1961年から1965年の間にインドネシア国籍を取得することになった。とりわけ乙戸をはじめ大半の残留者は、1963年12月の大統領令によって国籍取得が可能となった。

乙戸自身は1964年2月8日、ジャカルタ地方裁判所の法廷でインドネシア共和国への忠誠を誓うことで永年の念願がかない「それまでの苦労が一挙に報われた思い」でインドネシア国民となった。かくて法的地位が確立したことで、残留者にもインドネシア国民として土地、建物等不動産の所有権も生じ、生活も安定し、1960年代は「生活基盤の確立した10年」を意味することになった。そしてその二年後の1966年4月、乙戸は23年振りにインドネシア共和国旅券をもったインドネシア人として祖国日本に“里帰り”をすることになった。乙戸の場合には仕事を通し公私に日本社会や家族とも密接な音信をとっていたため、帰国によるカルチャ・ショックはなかったものの、それでも初めてのインドネシア共和国旅券を手にした時の感想を「何か後ろめたいような、反面さっぱりしたような複雑な心境であった」と形容している。⁽¹⁹⁾

残留者にとっての第二の祖国インドネシアは1965年「9月30日事件」により政治的な激震期をむかえ、その中で残留者の国籍取得に理解を示したスカルノ大統領も失脚した。新たに権力の座についたスハルト将軍も自らペタ（ジャワ郷土防衛義勇軍）出身者ということもあり独立戦争に関与した残留者に対しては、前政権の政策を基本的に踏襲した。他方スハルト体制は、軍事力を背景とした反共的・強権的な政治安定化と外国援助・外国資本の大規模導入による経済開発を両軸とする国家戦略を当初から明確にした。このスハルト体制の確立期は、乙戸ら残留者にとっては「躍進と初老期時代」と位置づけられた時期であった。

乙戸の回顧によれば1967年に制定された外資導入法以降、日本企業の進出が本格化し、それはオイ

ルショック後の1970年代後半にとりわけ顕著となった。この両国間の経済関係の深化の中で、残留者は合弁企業のパートナーとなったり、日系企業の中で重要な地位に就く者も少なくなかった。その反面乙戸は、「急速に整備、発展成長する時代の変化に対応出来ずそれまでに築いた生活の基盤を失う残留者が生じた」のも第四期1970年代の特徴であったと指摘する。このことが、乙戸らがYWPの結成を決意する最大の背景であったことは間違いないであろう。

1970年代の乙戸は合弁企業のパートナーとして残留者の中では経済的な成功者の一人であり、両国経済関係の急速な拡大に比例するかのごとく企業戦士として仕事に忙殺されていた。こうした乙戸にとって大きな衝撃となったのが、1975年11月25日のモフタル堀江義男の孤独な死であった。ジャカルタの路地裏の「椰子の葉で屋根を葺いたあばら屋で冷たくなっていた」堀江の遺体には、愛飲していたアルコール度の強い安酒椰子酒の糖分を求め「無数の蟻がはいまわっていた。」⁽²⁰⁾ この現実接した乙戸ら仲間は、残留日本兵を組織化し初老期を迎えた自分たちの将来を真剣に模索する必要性を痛感した。戦後四半世紀余を経、インドネシア国籍を取得した残留者としての新たなアイデンティティの模索ともいえよう。こうして紆余曲折の後、1979年7月14日、当時生存が確認されていた残留者約180名の6割にあたる107名が設立発起人となり、長老格の樋口修（日伊合弁のアサハン・アルミ(株)取締役）を理事長とするYWPがインドネシア共和国法人として正式に登録された。その定款では、残留者の相互扶助および日本・インドネシア両国間の友好親善をはかることが目的とされた。⁽²¹⁾

数々の苦労を重ねつつ「日系インドネシア人」として両国の「橋渡し」たらんとした残留者にとって、「現地逃亡脱走兵」という呼称に対する抵抗感が強くあったのはいうまでもない。YWP創立時に一部の残留者の中に「今はインドネシア人だ。いまさら元日本兵の看板を掲げる必要なし」との声が強かったのもそのあらわれであった。⁽²²⁾ また1982年当時、残留者のほぼ四分の一にあたる44人が戦後一度も日本に帰国していないことも、経済的要因もあるとはいえ、祖国への複雑な思いのしからしめるところであった。長年YWPの理解者・協力者となってきた文化人類学者秋野晃司は、彼らの心情をこう記している。「アジア解放に殉じたという自負とともに、日本軍からの離脱を逃亡とされることへの不満と負い目、肉親との音信を長らく途絶えさせたことへの悔悟、そして今更おめおめと帰れるかといった日本への気張りとおきらめ…」⁽²³⁾

乙戸自身も、この点について「(残留者に対して)脱走兵、逃亡兵という烙印を日本社会の一部から押されていた。その精神的な引け目が多くの残留者のその後の人生に於て、種々の形で影響を与えていた」と指摘する。⁽²⁴⁾

もちろんすべての残留者は、「現地逃亡脱走兵」として恩給その他の日本政府による公的保護の適用外にあった。それだけにYWP結成後四ヶ月後の1979年11月17日、駐ジャカルタ日本国大使公邸にYWP指導者9名が招宴されたことは、残留者にとって精神的疼きをいやす上できわめて画期的な出来事と認識された。20年後の回想の中で乙戸は、その吉良秀通大使による招宴を「ヤヤサンに対する故国社会の認知であり、ヤヤサンに対する期待」⁽²⁵⁾ として受け止め、これを「残留者の自覚をうながす」契機として認識したと指摘している。

乙戸は、第五期1980年代を「老年期とヤヤサン・福祉友の会時代」と位置づける。YWPという結集

の場が誕生し、財政的には厳しかったものの役員、有志とくに乙戸や在スラバヤの石井正治らの毎月の寄付もあり次第に残留者間の意志疎通の場ができたことは、多くの残留者を力づけることになった。とりわけ1986年5月、乙戸が評論家・作家村上兵衛の招きで訪日したことが、YWPと日本社会とのつながりを一挙に強めることになった。村上(陸士第57期生)に伴われた乙戸は、三笠宮、東京電力会長平岩外四、三井銀行相談役小山五郎ら何人かの有力財界人に残留日本兵の実情、YWPの活動を説明して回った。古稀を間近にした老元日本兵乙戸の誠実と熱意に打たれた彼らは、村上を通じ乙戸に合計四百万円という多額の寄附を提供した。⁽²⁶⁾これを端緒に残留者の存在が次第に日本社会の中でも知られるようになる。こうしてYWPは、乙戸の言葉によれば「資金面でも余裕を生じ、長期病臥残留者への見舞金、日系二、三世への奨学金を、それぞれ毎月支給できるようになり、そのことがまたYWPに対する「社会的信頼を倍増する」結果となった。

乙戸による時期区分の最後は、「余生生活とヤヤサン〔会〕の世代交代」と形容された1990年代前半である。1995年の「戦後50年」には大部分の残留者は仕事の第一線を離れ、彼らの平均年齢も76歳に達していた。こうした中で1990年代以降の乙戸の最大の関心は、いかにYWPの世代交代を円滑に行うかにあった。それは何よりも、YWPの理念を継承かつ発展させ得る能力を有した二世指導者を育成することであった。1990年9月に2世15名からなる訪日団を派遣したのも、1991年に2,3世の就労渡日者の支援を開始したのもそうした人材育成のためであった。さらに1992年のYWPの役員改選においては理事長以外はすべて2世の手に委ねられ、1994年には理事長をふくむ全役員が2世から選出され、名実共に指導部の世代交代が完了した。こうした一連の動きを外から支える上で大きな財政的かつ精神的支援となったのは、1992年から始まる日本の篤志家小倉みゑからの累計5,000万円を超える巨額の寄付であった。⁽²⁷⁾

(2) 「日系人社会」を求めて

YWPの実務から退いた晩年の乙戸はこれまで以上に1982年5月15日(第1号)に始まる『月報』の編集に心血を注いだことが、その健筆と直截な表現からも明らかである。これらの文章を読むと、上述の世代交代のほかに二つの重要な課題が乙戸の念頭にはあったことがうかがわれる。その一つは、YWPを残留者の組織から「全日系人」の組織にすること、そして第二は「脱走兵」というレッテルに対する“こだわり”である。

残留者一世の間には、インドネシア社会における自分たちの将来像について当初大別すると二つの考え方があった。その一つは「インドネシア国籍を手にした華僑が同化を拒み、華僑社会をつくった結果、インドネシア国民から排斥されている」現状を考えると、二世の不幸を招くような「日系人社会」の形成は不必要との立場、第二は、残留者のすべてがインドネシア婦人(華人を含)と結婚し現地社会に「同化」をつづけているが、「二世の向上と育成を目指す日系人社会の形成は意義がある」との立場である。⁽²⁸⁾乙戸の立場は後者であり、日系人社会としてのアイデンティティを確立した上でインドネシア多民族社会の一員となり、両国のかけ橋になるということにあった。

こうした当初からの基本的立場を保持しつつ晩年の乙戸は、自らの提唱する日系人社会を残留者の一世およびその二、三世に限定せず、より広く門戸を開いたものにするを強く主張するようになった。

とくに死の3年前に書いた「残留日系人のヤヤサンから全日系人のヤヤサンへ」と題する長文は、日頃婉曲な表現が多い乙戸にしては例外的とも見えるほど自らの想いを率直に綴ったものである。この論文で乙戸が強調したことは、以下の3点である。⁽²⁹⁾

第一は、YWPは「残留日系人一族の繁栄、社会的地位の向上」をはかってきたが、今後は相当数に達し、かつ社会的地位もあるインドネシア人と結婚した日本人女性をはじめ全日系人社会の重要な柱にすべきとの考えである。乙戸は、YWP設立時に彼女たちの参加を求めたこともあったが「当時の私共残留者日系人は邦人社会より逃亡兵、脱走兵と見做され… 特異な日系集団視」されていたため提携できなかったという事実に淡々と言及している。しかしながら、乙戸を含む残留者の日本政府からの叙勲（後述）等で「名誉回復」もなり、YWPの評価も定まりつつある今日、「全日系人が協力し、繁栄した日系社会を築かねばならぬ時期に達し」たとの認識を固めたのであった。

第二は、「全日系人による全日系人のための法的組織がないことが、日系社会の育成を遅らせている」と理解する乙戸は、すでに必要な資産と社会的信用を有するYWPを全日系社会の福祉母体として衣替えするとの構想である。乙戸は、そのためには何よりも「日系人であることに誇りを持つこと」の重要性を力説する。かつては「日系人であることがうとましく、日系人であることを秘匿」する人もあったが、「日系人であることを恥じねばならぬ環境」ではない今日、積極的に日系社会を築き、インドネシア社会に貢献することが最大課題だと説くのであった。乙戸のこうした「日系人社会」観にはブラジルやハワイ等における日系社会が一つのモデルとしてあったものと思われる。

そして第三に、以上の目的を達成するために乙戸は、「企図半ばに老い」た自分たち残留者に代わり、二世に「ヤヤサンを白紙の状態に戻しても全日系人の福祉母体」として再編してほしいと後事を託すのであった。同時に乙戸は、日系婦人に対しYWPとの緊密な連携を呼びかけ、それによって多民族社会インドネシアの一構成要素としての日系社会の確立を切望したのであった。

(3) 「現地逃亡脱走兵」呼称

これまでもたびたび指摘したように、残留者すべてに内面化されてきた最大の悲願は「現地逃亡脱走兵」という呼称との決別であった。乙戸自身はこの問題について直截な表現で述べることは少なかったが、YWP一世指導層の中でもっとも積極的な発言を行ったのは理事長経験者でもある石井正治である。82歳の時の一文で石井は、「連合軍への言い訳」として祖国は自分たちを「戦時中なら即銃殺刑」を意味する「脱走兵として一括処理」したと思われるが、実際には降伏後の離脱行為ゆえ、「せめて『現地除隊後行方不明』という憐憫の心が持てなかったのでしょうか。しかも脱走兵となっては遺族の方も世間に顔向けもならぬという時勢でありましたから。脱走兵として処理した後の遺族の心境を考えてみてくださいでしょうか」と無念な胸中を吐露している。⁽³⁰⁾ この一文は1998年のもので、実際には残留者の復権がすでになっていた時点のものである。それだけに石井の胸中には、何故祖国日本はもっと早く自分たちに手を差しのべてくれなかったのか、との感情が激しく波打っていたものと思われる。

なお石井正治は、それに先立つ1994年5月東京で開催された第35回海外日系人大会でインドネシアの状況を報告した際、こう述べて出席者の大きな関心を集めた。「…四拾五年末逃亡兵の名のもとに国籍をも抹消されている筈の私共から逃亡兵の名を消除されたのは平成3年（1991年）12月とあって

は、その四拾五年間にも及ぶ精神的苦痛のほどは喩え様もないもの…。⁽³¹⁾ 石井がここで言及する 1991 年 12 月とはいうまでもなく「開戦 50 周年」の年であり、これを契機とし残留者は「脱走兵」ではなく戦時日本が掲げたインドネシア独立のための職務を果たしたと認定され、21 名の残留日本兵に平均 4 万円強の軍人恩給が支給されることになった。支給の算定基準は、敗戦から日本国籍離脱までの日数とされた。この額の妥当性あるいは認定手続きの煩雑性はともかく、恩給が全員にではなかったものの支給されたことで、残留者の心のしこりとなっていた「現地逃亡脱走兵」問題は一応の決着がつくことになった。

さらに 1990 年代に入ると残留者に対する日本政府の認識は、「脱走兵」から両国の友好親善の橋渡し役となった残留者像へと大きく変化した。乙戸をはじめ何名かの残留者が日本政府による叙勲の対象になったのは、彼等と祖国との関係の質的变化を象徴するものであった。1996 年春、勲五等瑞宝章を授与された 3 名の 1 人、YWP 元理事長伊丹秀夫は、その体験と心情をこう綴っている。

「(1996 年 5 月 9 日) 皇居春秋の間に通され…一同約 250 名がお待ち申し上げる内侍従長に先導された天皇陛下が出御されました。参列者の前列に位する小生はここに拝謁の栄に接し申し上げました。ふと長い過去を振り返り、この光栄に浴したことに涙が出て参りました。陛下よりのお言葉を賜り、唯、感謝の極みでありました。この光栄は小生にとって一生涯の思い出となることでしょう。」⁽³²⁾

「天皇の赤子」として召集され、敗戦後は軍から「天皇ニ対スル反逆者」として処遇された彼ら残留者にとって、恐らく天皇に対する思いは複雑なものであったと思われる。それと同時に「教育勅語」を徹底的に教え込まれ人間形成をなした彼らは、天皇に対する畏敬の念を消滅させることなしに第二の祖国インドネシアに生きていたとも言える。伊丹をはじめ一世の叙勲者すべてが表明する天皇への謝意に、彼らがインドネシア国民になったとはいえ本質的には「日本人」であることのアイデンティティを汲みとることができよう。

む す び

創刊以来クンプル乙戸の手書き作業で編集されてきた YWP の『月報』は、1998 年 12 月、第 200 号をもって終止符を打たれた。乙戸はその「月報廃刊の辞」を「その間、月報の内容はともかく、欠刊、遅刊とならぬことを毎月の心掛けとし、今日を終えることが出来ました」と静かな自負と安堵の気持で綴った。そして「完」と印したのち「1998 年 12 月 10 日」と記入した。几帳面で誠実な人柄を反映するかのよう、その日からちょうど 2 年後の 2000 年 12 月 10 日午前 5 時、クンプル乙戸は肺炎で 82 歳の生涯を閉じた。かつてジャワ人の義父の死を受け入れる準備に深い感銘を受けた乙戸は、自らもすべてを整理し、見守る家族一同に「みんなに迷惑をかけて、よろしく、ありがとう」という最期の言葉と共に永眠した。⁽³³⁾ 同日、乙戸の遺体は家族、同志ら大勢の人々に見守られる中インドネシア国軍の儀仗兵の手で南ジャカルタのカリバタ英雄墓地に手厚く埋葬された。

戦後 55 年、20 世紀最後の年における元日本兵乙戸昇ことクンプル乙戸の生と死は、インドネシアに

おける日本人残留者（含 台湾出身者）の起伏に富んだ生涯を象徴するかのようであった。

冒頭でも指摘したように、アジア・太平洋戦争（「大東亜戦争」）を「解放戦争」だとみなす「歴史修正主義」が強まりつつある近年の日本では、その証としてしばしばインドネシアにおける残留元日本兵の独立戦争参加が強調される。しかしながら、本論で指摘したように、戦後日本は一連合軍の「現状維持」命令を受諾した日本軍であれ、独立後の日本国政府であれ—彼ら残留者に1991年まで「現地逃亡脱走兵」の烙印を押しつづけてきたのであった。

このような歴史的経緯を看過し、残留者を「解放戦争史観」の枠の中に我田引水的に取り込んでゆくことは決して正鵠を得た解釈とはいえないであろう。その意味でもクンプル乙戸の次の言葉は、残留元日本兵の歴史的意味を考える上でもきわめて含蓄に富んだものである。「私たちがよく戦ったということとインドネシアが独立したことは短絡させてはだめだ。独立を戦い取ったのはやはりインドネシア人自身なのです。」⁽³⁴⁾

註

- (1) たとえば有力評論誌 *Tempo*, 2001年6月10日号は、「映画ムルデカは日本を英雄として描き過ぎたため、日本在住のインドネシア人の怒りを巻き起こした」と指摘している。
- (2) この問題については Kenichi Goto, “Caught in the Middle: Japanese Attitudes toward Indonesian Independence in 1945,” *Journal of Southeast Asian Studies* Vol. 27, No. 1 (March 1996), pp. 37-48 を参照。また市来龍夫、吉住留五郎ら独立軍に参加した（元）日本人についてのインドネシア側記録として、次を参照。Nur Hadi, Sutopo (eds.), *Perjuangan Total Brigade IV pada Perang Kemerdekaan di Karesidenan Malang* (Malang: Penerbitan IKIP Malang, 1997), pp. 185-196. 後藤乾一『火の海の墓標—ある〈アジア主義者〉の流転と帰結—』（時事通信社、1977年）は、その市来龍夫についての評伝である。
- (3) 「南『スマトラ』—状況—昭和18年3月-22年11月」（防衛庁戦史部所蔵）。
- (4) 坂井隆「スマトラ紀行」『友愛便り』第137-149号、1979-1983年。
- (5) 長洋弘『戦争とインドネシア残留日本兵』草の根出版会、1997年、42頁、55頁。
- (6) 秋野晃司「はるかなり母国・インドネシア残留日本人(7)」『西日本新聞』1987年8月15日。
- (7) 福祉友の会『月報』第55号1986年11月所収。
- (8) 『月報』第169号（1996年5月）2頁。
- (9) 上坂冬子『南の祖国に生きて』文藝春秋、1997年、55頁。
- (10) 『月報』第164号（1995年12月）1頁。
- (11) 『月報』第196号（1998年8月）4頁。
- (12) この時期区分についての記述は『月報』第169号（1996年5月）1-6頁参照。
- (13) 在ジャカルタ甲斐文比古総領事発岡崎勝男外務大臣宛「残留邦人に関する件」1953年3月3日（外務省外交史料館、以下DROと略）k7.1.0.1.
- (14) この間の経緯については、外務省アジア局三課「インドネシア残留邦人送還計画に関する件」1953年10月27日、に詳しい（DRO所蔵k7.1.0.1）。
- (15) 在ジャカルタ倭島英二公使発重光葵外務大臣宛「在インドネシア残留邦人強制引揚に関する件」1955年2月11日（DRO所蔵k7.1.0.1）。
- (16) 外務省アジア局三課「インドネシア残留邦人送還の経緯」1954年2月9日（DRO所蔵k7.1.0.1）。
- (17) この時期のスカルノと日本との関係については、後藤乾一・山崎功『スカルノ—インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館、2001年、113頁を参照。
- (18) スマトラ在住日本人一同発岡崎勝男外務大臣宛「書簡」、1952年7月5日（DRO所蔵k7.1.0.1）。
- (19) 『月報』第190号（1998年2月）2頁。
- (20) 上坂冬子、前掲書、58頁。
- (21) 『月報』第199号（1998年11月）1頁。
- (22) 秋野晃司、前掲論文(1)、1987年8月7日。
- (23) 同上(2)、1987年8月8日。
- (24) 『月報』第199号（1998年11月）1頁。

- (25) 同上, 3頁.
- (26) 上坂冬子, 前掲書, 71頁.
- (27) 『月報』第127号(1992年11月)には「ミエ奨学基金」発足経緯について的小倉みゑの一文が収録されている。また小倉の経歴その他については上坂冬子, 前掲書, 76-95頁参照.
- (28) 秋野晃司, 前掲論文(17), 1987年8月29日.
- (29) 『月報』第187号(1997年11月)1-4頁.
- (30) 『月報』第194号(1998年6月)5頁.
- (31) 『月報』第147号(1994年7月)1頁.
- (32) 『月報』第171号(1996年7月)9頁.
- (33) 長男エディ乙戸氏の言葉, 『福祉の会会報』第9号(2001年1月-2月)4頁.
- (34) 秋野晃司, 前掲論文(12), 1987年8月22日.